

アレン・ブキャナンの分離理論の意義と限界：リベラル・ナショナリズム論の観点から

白川, 俊介
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/4494651>

出版情報：比較社会文化研究. 21, pp.29-43, 2007-03-10. 九州大学大学院比較社会文化研究科
バージョン：
権利関係：

アレン・ブキャナンの分離理論の意義と限界

—— リベラル・ナショナリズム論の観点から ——

シラ カワ シュン スケ
白 川 俊 介

序

一 従来のリベラリズムと分離理論

二 リベラルな文化主義の登場と分離理論

- (一) リベラルな文化主義
- (二) リベラル・ナショナリズム論
- (三) デイヴィッド・ミラーのリベラル・ナショナリズム論

三 アレン・ブキャナンの分離理論—Secession における展開

- (一) 分離を正当であると見なす事由
- (二) ブキャナンの理論の総括

四 アレン・ブキャナンの分離理論の意義と限界

- (一) ブキャナンの理論の意義
- (二) ブキャナンの理論の限界

結語—多極極相的リベラル・デモクラシーのために

序

本稿の目的はアレン・ブキャナン (Allen Buchanan) の分離理論を、主著である *Secession*¹ を中心にリベラリズムの政治理論の発展の中に位置づけ、特に、リベラル・ナショナリズムの立場からの批判を踏まえた上で、ブキャナンの議論の政治理論における意義と限界を考察することにある。

なぜ、分離の権利に着目するのか。その理由は、特に少数派 (中でも、ナショナルな少数派) の権利としての、分離の権利の正当性を擁護し、いかなる場合にその行使は正当であり、いかなる場合には不当であるかを規範的に示すことは、世界秩序構想の形成の上で重要なことであると考えられるからである。

第二次大戦後、民族主義の勃興が戦争の惨禍を招いたとして、特定の民族 (それらは往々にして少数派である) に特別な権利を与えるのではなく、特定の集団への帰属に関係なくあらゆる個人に基本的な権利を付与することで、

少数派は間接的に保護されると考えられてきた²。しかし、現在に近づくにつれ、その試みの失敗が明るみになってきた。事実、1990年代以降、特定の民族の権利を保護するための条約が結ばれるようになってきている³。

このように、少数派にある一定の権利を付与し、彼らに対して国家が何らかの保護を与えるという事態は増えている。しかし、権利の付与にとどまらず、ある領域国家において、そこで多数を占める集団の政治社会体制とは異なる、自分たち独自のそれを持ちたいと望む集団が存在することも事実である。ところが、今までのところ、それを理由に彼らが既存の国家から分離することは、認められないか、認められるにしても非常に限定的である場合がほとんどである。

ある集団の国家からの分離があまり許容されうる事態ではないと思われるのはなぜであろうか。理由は多くあるだろうが、私は、一つには、欧米の政治理論に脈々と流れている進化論的な世界観にあるのではないかと考える。即ち、国民国家というある種の統合体から分離することは、ある

意味では、進化論的な世界観からの逸脱であると考えられているのではなかろうか⁴。そのような世界観は、究極的には国民国家を超えた、「世界市民」の名の下に人類が共存する世界に帰結するであろう。これが「コスモポリタニズム」という思想である。

確かに、例えばデイヴィッド・ヘルド (David Held) が掲げているような「コスモポリタン・モデル」と呼ばれるグローバルな民主主義の諸制度を整えるモデルは一つの世界秩序構想である⁵。それは、人類が、あくまで「世界市民」という単一の進化の局面 (極相=クライマックス) に到達することを前提にしている。しかし、進化論には以下のような残酷な点がある。即ち、進化の過程にもれずにきちんとそのラインに沿って進化してきた生物、即ち、「世界市民」になれる者は「世界市民」としての恩恵にあずかることができよう。しかし、進化のラインにうまく乗れなかった生物、つまり、「世界市民」というアイデンティティに馴染めない者は原理的に淘汰されるのである。

これほど残酷な事態はないだろう。なぜなら、国民国家というアイデンティティに馴染めない者は、移住や場合によっては亡命という手段を使って、他国に行けばよい⁶。しかし、コスモポリタンが想定するポスト国民国家の時代は、地球上すべてがいわば「世界共和国」であり、そのアイデンティティに馴染めない者は地球上には全く居場所がないという事態になるからである。

ところで、生物学者の今西錦司はかつて、生物の進化の過程の分析において、進化論的な考え方を否定し、「棲み分け (habit segregation)」という議論を展開した⁷。即ち、生物の進化は単一のクライマックスに向かうものではなく、多様に進化していくものであり、その多様な種が、棲み分けをしながら共存していくという考え方である。これを世界秩序構想に援用すれば、コスモポリタニズムとは明らかに異なる構想となるだろう。即ち、多様なネイションが、棲み分けをしながら平和共存する世界像である。これを私は、今西の「多極極相」という言葉を借りて、仮に「多極極相的リベラル・デモクラシーの諸制度」⁸と呼ぶことにする。

「多極極相的リベラル・デモクラシーの諸制度」を実現する前提としては、様々なネイションの「棲み分け」が可能な環境が整わなければならない。つまり、ある国家において、ある集団がその文化や社会制度にうまく馴染むことができない場合は、何らかの措置がとられる必要があるということである。確かに、言語権の付与や、地方自治は一つの方策であろう。しかし、彼らのような少数派の権利として、場合によっては当該国家からの分離も正当な権利として認め、その行使が可能である体制を整えることもまた非常に重要である。

このような考え方は1990年代以降に英米圏の政治理論の中で盛んに議論されるようになってきた、「リベラルな文化主義 (liberal culturalism)」と呼ばれる理論と共鳴する世界秩序構想である。そして、そのための前提としては少数派の権利をいかに擁護するかということが重要な問題となる。その場合、分離の権利は少数派に付与されるべき正当な権利の一つとして捉えられるべきである。

つまり、「棲み分け」ができる社会環境を整えるためには、少数派に対する特別な権利の付与だけでは不十分であり、分離の権利が正当なものとして認められ、それが行使できる環境が作られる必要があるのである。以上が、私が分離の権利に注目する理由である。その上で、本稿で注目するのはアレン・ブキャナンの分離理論である。

1990年代初頭から、分離の権利についての体系的な理論が少数派の権利 (特にナショナルな少数派の権利) との関連で、リベラリズムの政治理論の枠内で本格的に構想され始めた。現代の英語圏の代表的な政治理論家であるウィル・キムリッカ (Will Kymlicka) は、分離理論に関して、*Secession* によって口火が切られたとしている⁹。それはリベラリズムの政治理論の枠内で分離の問題に初めて体系的に取り組んだものとして幅広く引用される現代の古典であるとしても過言ではない。

分離の問題は近代以降の歴史において常に見られ、これを通して世界では紛争が絶えなかった。そして、現在もケベック、チベット、バスク、カタロニア、イラクなど世界各地で未だに燻ぶっている。しかし、*Secession* が出版される以前までは分離という言葉で何を意味するのかさえ明確ではなかった。分離は自決 (self-determination) の問題として語られることが多いが、一言で自決といっても、その形態は様々であり、ましてや分離と自決が概念的に混同されることもしばしばで、理論的な整理を行うことが求められていた。

ブキャナンが著書 *Secession* において取り組んだのはまさにこの作業であったといってよい。分離の権利とは何を意味するのか、またその権利が正当化されるのはいかなる場合かを体系的に理論化することは、特にリベラルな政治制度の枠組みの中でナショナルな少数派の分離要求の正当性を考える際に極めて重要な判断材料になるであろう。

ただし、現在の理論の流れからするとブキャナンの理論には少々時代遅れの部分があることは否めない。それはキムリッカが主張するように、政治理論の分野においてリベラルな文化主義と称する立場への合意が形成され始めたことと極めて重要な関係がある¹⁰。

従来、リベラルな政治制度は、ジョン・ロールズ (John Rawls) などの伝統的リベラリズム¹¹が想定したように、様々な文化を超越した、普遍的で中立的な立場に立脚すると考え

られてきたが、リベラルな文化主義者はこの見方は誤りであると捉える。ここで、リベラルな文化主義とは、リベラルな政治制度に有力集団が規定するナショナルな文化が不可避的に反映されていると意識した上で、少数者に対する政治的配慮の必要性を認識する立場を意味する。

このような立場は、90年代初頭から見られ始めたが、それが、キムリックの言うように現在ではある程度の合意を獲得してきているとすれば、ブキャナンの分離理論は少々古さを感じさせるものである。というのも、彼の理論は分離の正当性を判断する際に、伝統的なリベラルが想定する「中立的」な国家における市民と国家の社会契約が実施されているかどうかをひとつの重要な判断材料にしているからである。より具体的に言えば、ブキャナンの理論はリベラリズムの政治制度を取り入れている「中立的」な国家において、ある特定の集団が、領域を奪われたり、経済的な搾取や物理的な危害が加えられたりという何らかの不正義を被っている状態にあるか否かが実質的な判断基準となっているのである。したがって、リベラルな文化主義の立場からすれば、この議論には少々時代遅れの感があることは否めないのである。

リベラルな文化主義の立場に立てば、ブキャナンの分離理論はどのように修正がなされることが可能だろうか。言い換えれば、ブキャナンの分離理論の意義と限界はどこにあるのか。このような問題意識を基に、本稿ではまず、「一」および「二」においてリベラリズムと分離理論との関係を整理する。「一」では、*Secession* が出版される以前までのリベラリズムの政治理論と分離理論の関係を整理する。そして、「二」では、リベラルな文化主義が登場した後のリベラリズムと分離理論の関係を整理する。リベラルな文化主義には二つの潮流があるが、本稿では特にリベラル・ナショナリズムと呼ばれる立場を取り上げる。中でも本稿において注目するのはリベラル・ナショナリズム論の代表的理論家である、デイヴィッド・ミラー (David Miller) のリベラル・ナショナリズム論である。それらをふまえたうえで、「三」においてアレン・ブキャナンの分離理論を整理する。それにあたって、特に本稿では、主著 *Secession* における展開を中心に述べる。そして、「四」ではリベラル・ナショナリズム論の立場から、ブキャナンの分離理論を批判的に検討し、その意義と限界を示す。

本論に入る前に、分離という言葉の明確な定義をしておきたい。本稿では、その定義をブキャナンのそれに依拠することとする¹²。まず、「分離は自決の最も劇的な形態のもの」¹³である。一言で自決といっても、それが包摂する概念は多岐に渡る。ある領域国家内である特定の集団が政治的な自治を行うことも、完全な独立国家を形成することも自決である。様々な自決の形態の中でブキャナンは分離が最

もラディカルな形態であると述べる。なぜならそれが以下の二つを含むからである。一つ目は、ある領域国家内においてある集団が、国家の権力が自らに及ぶことに対して抵抗するという意味を伴う点であり、二つ目は、ある集団が、領域国家内の特定の領域についてそれを獲得する明確な権利要求を行うという点である¹⁴。特に重要なのは後者である。つまり、分離とは、ある特定の集団が既存の国家との間で、政治的な義務を遮断し、その領域内の特定の領域を取得し、独立国家となることを意味するのである。分離はこの二つの要素を必ず含むものである。なおブキャナンにおいては、両者のうち、特に後者に重きが置かれていることを指摘しておく¹⁵。

また、本稿における分離は、脱植民地化の過程における分離、即ち、宗主国からの植民地の分離に関しては特に取り扱わない。ブキャナンによれば、それはすでに国際法上、ウィルソン主義的な「民族自決の原則」として認められているからである¹⁶。また、非リベラルな国家からの分離も考慮に入れない。なぜなら、本稿における関心は、リベラリズムの政治制度において、分離をどこに位置づけるか、言い換えれば、リベラリズムの政治理論において分離はどのように正当化できるかということだからである。

一 従来のリベラリズムと分離理論

この章では、リベラリズムの政治理論の枠内において、分離理論がどのような理論的背景を伴って登場してきたかを整理する。

本論に入る前に、まず本稿におけるリベラリズムの定義を明確にしておく。リベラリズムは多様な主義・主張を含む概念である。それゆえ、それら一つ一つに着目しては、リベラリズムを明確に規定することは困難である。このような状況において、リベラリズムを定義する最善の方法は、リベラリズムと称される諸思想の登場が要請されてきた問題状況に目を向けることであろう¹⁷。

リベラリズムの登場が要請されてきた状況を、ジョン・グレイ (John Gray) は、伝統的な社会秩序が崩れ去ったゆえに、政府の権力や限界に関して再定義の必要が生じてきた歴史的状況であるとしている¹⁸。そのような状況においてリベラリズムが目指すものは、「異なる善き生の構想と世界観を有する各人の間に同意を打ち立てることのできる政治的正義の諸原理の探求」¹⁹である。言い換えれば、リベラリズムと称される立場に共通する課題とは、「多様な善き生の構想の多元的存在の事実の下で社会統合を可能にする政治社会の構成原理」²⁰とは何かということであろう。

このような議論をふまえ、本稿では、リベラリズムを「ある特定の生き方の構想ではなく、いかなる生き方につい

ての構想からも独立である『正義』と称される価値に政治社会の構成原理を求める政治哲学²¹であると定義する。

ところで、現実の国際政治では分離は常に激しく議論され、また現実的対立を招く大きな問題である。それにもかかわらず、分離の権利についての体系的な理論がリベラルな政治理論の枠内で本格的に構想され始めるのは1990年代初頭からであった。なぜこの時期だったのかといえば、それはブキャナンによれば、分離をめぐる政治的議論の高まりはいわゆるリベラル・コミュニタリアン論争に端を発していることが理由である²²。コミュニタリアンからリベラルに対しては様々な批判があるが²³、中でも分離の問題と関わるのが、ブキャナンは明示していないが「リベラリズムの中立性原理」(liberal principle of neutrality)に対する批判と、リベラリズムが内包している「普遍主義的志向」に対する批判であろう。

「リベラリズムの中立性原理」、即ち、ロールズのような伝統的なリベラルが想定する国家の「中立性」の概念とは、キムリックの簡潔な定義に従えば、国家は「文化を宗教と同じように、人々が私的生活において自由に追求すべきものであり、(他者の権利を尊重する限り)国家の干渉を受けないものとして扱う²⁴」ということである。即ち、「市民の民族的アイデンティティと長期に渡って自己を再生産する民族的集団の能力に関知しない²⁵」国家なのである。

例えば、ブライアン・バリー (Brian Barry) はこの点に関して、リベラリズムの原理は、文化の私化 (privatization) を伴うと述べている²⁶。この意味で、リベラルな国家は、集団の生活様式を支持あるいは支援すること、またはその社会的再生産に積極的に関与せず、国内の様々な民族やナショナルな集団から超越しており、その代わりに国家はこれらの集団の「言語、歴史、文学、曆に中立的である²⁷」。

よって、少数派集団が、彼らの民族的アイデンティティを反映させるために何らかの制度や特別な権利を望むことは、リベラルな国家の枠組みからの逸脱であるとされる²⁸。したがって「中立的」な国家は、各々の民族文化に対して、常に一定の距離を保ち、それらに対して「好意的無視 (benign neglect)」という態度をとるのである。それゆえ、「リベラリズムの中立性原理」のこうした解釈からすれば、少数派集団の権利や制度は議論の対象外に押し込められてしまう。つまり、分離の権利の問題も同様の観点からリベラリズムの議論の俎上に上がることはなかったのである。

実際、ブキャナンは *Secession* において、ロールズは『正義論』において、分離ということを全く想定していないと指摘している²⁹。「正義は社会制度の第一の特性である³⁰」として善に対する正の優先を説くロールズは、個人は正義を

実現するある一つの協調的な枠組みの中で永遠にそのメンバーであると想定していた。つまり、伝統的なリベラルはある社会契約の締結によって作られたリベラルな社会からある個人や集団が離脱することを想定していなかったのである。

個人はリベラルな国家においてそこから離脱する意志や動機もないという理解は、リベラリズムのもつ普遍主義的志向と密接に係わっている。特に、ロールズは、正義の構想は文化超越的であると考えていた。言い換えれば、A国において見出された、正義の構想は、B国においても見出せると考えていたのである。

必ずしもロールズは、国際的な正義の構想について考慮していたとは言えない。しかし、ロールズ自身が「正義の感覚が人類愛と連続していることも事実である³¹」と述べていることから、彼の『正義論』には普遍主義的志向が内在していることは明らかである。即ち、トマス・ポグゲ (Thomas Pogge) が指摘するように、ロールズ正義の構想は暗黙裡に国民国家の政治システムを前提にしているという点で、その理論の限界を指摘することは可能である³²。しかし、理論の可能性としては、人類規模の配分の原理の構想へとつながっていくと捉えることができる³³。

つまり、各国において同様な正義の原理が見出されるということは、世界規模でも単一な正義の原理が見出せうということになる。したがって、そのような正義の原理から離脱し、別の正義の原理を打ち立てるということを伝統的なリベラルは到底想定していないのである。

これに対するコミュニタリアンの批判においても、リベラルな国家は「中立的」な国家であるという前提は疑われることはなかった。コミュニタリアンの批判は、端的に言えば、リベラルが考えるように国家は民族的に中立であると想定できなくはないが、そのような国家は個人にとってあまり有意義ではないということである。

例えばチャールズ・テイラー (Charles Taylor) は、リベラルが想定しているように個人が自己決定 (選択) の能力を自由に行使できるのは、ある社会的環境を備えた社会においてのみ可能であると指摘している³⁴。つまり、個人にとって意味のある選択を行うためには有意義な選択肢が必要となるが、それは社会のある特定の文化的な文脈に由来すると想定している。

しかし、「中立的」な国家はこのような選択肢を提供する豊かで多様な文化的文脈の存在を保証することができない。なぜならリベラルによれば、文化は私化されているものであり、国家がそれに介入しようとする行為はことごとくりベラルな正義原理に抵触するからである³⁵。したがって、「リベラリズムの中立性原理」を立憲的な制度に取り入れる国家は個人にとって有意義な選択の文脈を提供でき

ず、ゆえにあまり魅力的とはいえない国家なのである。

ただし、当時のコミュニタリアンは、現在例えばキムリッカが「リベラルな民主主義国家が民族的文化的アイデンティティに無関心であるという理念は明らかに誤りである」³⁶というように、リベラルな国家は民族文化的にも中立であるというテーゼを否定するところまではいっておらず、そのような国家は想定できるが、それは個人にとっては有意義でないという指摘のみに留まっていたことは注意すべきである。言い換えれば、伝統的なリベラルだけでなく、コミュニタリアンもそのような国家の中でなじめない、あるいはうまく繁栄できないような個人や集団が、そこから分離することを想定しえなかったのである。

ブキャナンは共同体を根本的なものであると考えているいかなる政治理論も、共同体の境界線と彼らの集団的な運命を決める個人の集団的権利について考慮に入れていなければならないとして、コミュニタリアンこそがこの時点で分離という観点から、リベラリズムを批判し、修正すべきであったと考えている³⁷。

ブキャナンによれば、リベララーコミュニタリアン論争において抜け落ちていたのは分離という可能性を想定する視点である。つまり、両者ともにリベラルな国家の枠組みの中でうまく繁栄できない集団が、そこから離脱することを想定できなかったのである。この流れを受けて、ブキャナンが *Secession* で取り組んだことは、分離という視角を取り入れながらリベラリズムを修正することであった³⁸。

二 リベラルな文化主義の登場と分離理論

(一) リベラルな文化主義の登場

80年代のリベララーコミュニリアン論争を経て、90年代初頭から、「リベラリズムの中立性原理」を明確に批判する議論が登場してきた。その議論をキムリッカは「リベラルな文化主義」と呼んでいる。このような議論の背景には、リベラリズムの政治理論が保持してきた「普遍性」や「中立性」という概念を基にした考察では、ソ連崩壊後の東欧の現状を説明することができなかったことがその原因の一つにあげられる³⁹。

例えば、人権概念について、伝統的リベラルは「どの集団に属しているかを問わず、すべての個人に基本的な市民的・政治的権利を保障することによって、文化的なマイノリティは間接的に保護される」⁴⁰と考えていた。このような哲学を裏付けるかのように、国連は世界人権宣言において、マイノリティの権利への言及をすべて削除している。即ち、国家は民族文化的に中立であり、特定の集団を支持せず、それらに対して「好意的無視 (benign neglect)」をもって対処するかわりに、国家内のすべての個人に普遍的な権利

を付与するのである。これが伝統的な人権の概念である。

しかし、問題は、それが、特にマルチナショナルな国家における、地方自治、政治単位の境界線の決定、言語政策や教育政策においてなんら具体的な解決策をもたらさなかったことである。この点に関してキムリッカは以下のように述べている。

「自由な言論への権利は、何が適切な言語政策であるのかを教えてくれるわけではない。政治単位の境界線がいかに引かれるべきか、あるいは、行政のいくつかのレベルの間で権限がいかに分配されるべきかについて、参政権は何も教えてくれない。…… (中略) …… これらの問題は、各国において多数決という通常的意思決定プロセスに委ねられてきた。その結果、文化的マイノリティは多数派による重大な権利侵害に晒されてきたし、民族文化的な対立もまた悪化したのである。」⁴¹

つまり、集団的な帰属ではなく、個人に焦点を当て、それらに対して、価値中立的な人権を付与することは、少数派集団にとっては何の具体的な解決策にもならないのである。このことが明らかになったのがソ連崩壊後の東欧であった。したがって、「中立性」や「普遍性」という概念ではなく、集団への帰属、特に文化的な集団に帰属していることの重要性を肯定的に捉え、それが個人にとって非常に重要であるという理論が出てくることになる。それがリベラルな文化主義と呼ばれる立場である。

キムリッカはリベラルな文化主義を「自由民主的な国家が、それらすべてにおいて保護されている共通の市民権や政治的権利を支持するだけでなく、特定のアイデンティティや、民族文化的集団のニーズの承認や受容を意図する、多様な集団によって異なる権利や政策を採用せねばならないという考え方である」⁴²と定義している。

キムリッカの説明によれば、リベラルな文化主義には二つの潮流があるとされている。一つは「リベラル・ナショナリズム」という立場であり、もう一つは「リベラルな多文化主義」という立場である⁴³。ただし、二つの潮流といっても、両者が完全に別個のものであるというわけではなく、むしろ相互補完的な関係にあると解釈すべきである。

リベラルな文化主義の前提はリベラリズムの政治制度の採用する国家は民族文化的に中立であるというテーゼを否定し、国家は不可避免的に特定の集団（特に多数派集団）の民族文化を支持し、その影響は免れないというものである。その上で、リベラル・ナショナリズムの論者は、ある特定の集団の文化が、政治制度に一定程度反映されていることを肯定的に評価し、リベラリズムの政治制度が安定的に機能するためには構成員間の連帯意識や制度への愛着が必要

であるとする。

しかし、これだけでは、不完全であるというのがリベラルな多文化主義の立場である。リベラリズムの政治制度が、有力集団の規定するナショナルな文化的要素が反映された政治枠組みであるとすれば、それがたとえ自由民主的なものであっても、それにより不利益を被る集団（非ナショナルな少数者集団⁴⁴）が存在することは想定できる。したがって、リベラルな多文化主義者は、彼らの立場を是正するために、集団代表権などの特別な権利の付与といった何らかの方策の必要性を訴えるのである。

本稿における分離は、少数派集団の中でも、非ナショナルな集団ではなく、ナショナルな少数派における分離の問題を主に念頭においている。したがって、以後は、非ナショナルな集団に対する諸権利の付与という面を強調するリベラルな多文化主義の議論ではなく、リベラルな文化主義の中でも、リベラルな政治制度におけるナショナルな文化の意義と必要性を強調する立場であるリベラル・ナショナリズム論に注目する。

(二) リベラル・ナショナリズム論

リベラル・ナショナリズム論は1990年代に前半に登場し、英語圏の政治理論の分野では活発に論じられている⁴⁵。論者によって議論は様々であるが、その要点を一言で言えば、リベラリズムの政治制度には、有力ネイションの文化が反映されていることを認め、その上で、自由・平等・民主主義といったリベラリズムの政治枠組みが実現した政治秩序が安定して機能するためには、国家の構成員間に連帯意識や信頼感が存在すること、また政治枠組みに対する愛着の念が必要であるという点である。そして、そのような連帯意識や制度に対する愛着の念は、ナショナルな文化やナショナル・アイデンティティを強調することによって得られると考えるのである。

キムリッカはリベラルなナショナリズムと一般的な意味でのナショナリズムとの違いを簡潔に以下の5つにまとめている⁴⁶。

- ・ナショナル・アイデンティティの強制的な付与はしない。
- ・他のナショナルな特徴に公的な空間を与えることを目的とする政治的な運動を許容する。
- ・ナショナルな集団のメンバーシップ（構成員資格）は特定の人種・民族・宗教に限定されない。一般的に言って、誰もが望めばネイションの一員になれる。
- ・ネイションの一員になる資格は相対的に薄いものとなる。例えば、言語の習得、公的制度への参加、ネイションの長期的存続への貢献の表明などの一定の条件を満たせばよい（naturalization requirement）。

- ・リベラルなナショナリズムは非攻撃的であり、同じ国家内や他国の他のナショナルな集団の自治の廃止を求めない。そして、二つ以上の自律的なネイションが共存できるようなマルチナショナルな国家の必要性と正当性を受け入れる。

(三) デイヴィッド・ミラーのリベラル・ナショナリズム論⁴⁷

これまで、リベラル・ナショナリズム論が登場してきた背景とその概念を簡単に概観した。以下では特にデイヴィッド・ミラーの理論に焦点を当てる。なぜ、様々な論者の中でミラーを取り上げるのかといえば、ミラーがリベラル・ナショナリズム論の代表的論者であるということに加え、彼が社会正義について多くの議論を展開しているからである⁴⁸。

先にリベラリズムとは、正義の価値に社会統合の原理を求める政治哲学であると定義した。後述するが、ブキャナンも正義の概念に基づき、分離の正当性を議論している。しかし、ミラーはブキャナンとは正義の解釈が大きく異なる。そのような彼の解釈から引き出される分離理論はブキャナンとは異なっており、この二つを比較検討することは分離理論の考察に有意義であると思われるからである。

ミラーのリベラル・ナショナリズム論において特徴的なのは、構成員間になんらかの共通の意識がなければ、政治社会制度はうまく機能しないと、その共通の意識として、ナショナル리티の共有を上げ、その重要性を強調する点である。この点を特にミラーの社会正義論に焦点を当てて述べていく。

ミラーにとってネイションとは政治的に自決したいという強い願望を持つ人々の共同体であり、彼らの政治的自決を支え、彼らが構築したいと願う統治機構のことをステイトと呼んでいる⁴⁹。ここで重要な点は、ミラーは、ネイションとそれ以外の集団を明確に区別している点である⁵⁰。ネイション以外の集団は、政治的な自決をしたいという意志を持たないものと考えられている。彼らが求めているのは、既存の国家内での彼らの地位の承認であり、政治的な自決ではないからである。

ミラーはそのようなネイションのアイデンティティはすべて尊重されねばならないとし、ネイションの自決（national self-determination）を高く評価する。その上で、ナショナル・アイデンティティは決して排他的で固定的なものではなく、審議的民主主義による多様な解釈に開かれていたものになりうると主張する⁵¹。よって、ナショナル・アイデンティティは可変的であり、それと他の集団の帰属に由来するアイデンティティは矛盾することはなく、両立可能であるとする⁵²。つまり、ネイションはその集団の

中では様々な私的な文化が反映する余地を大いに残すものなのである⁵³。

ミラーはネイション、およびナショナル・アイデンティティをこのように定義した上で、社会正義はナショナルな政治単位で最もよく実現されるとする。つまり、社会正義が可能になるのは、市民が互いに共通の紐帯によって、即ち、強い共通の帰属意識やアイデンティティによって結び付けられている場合のみであり、そのような絆が存在するのはナショナルなレベルにおいてのみであるとミラーは主張するのである⁵⁴。

ある社会において再分配政策を可能にするためには、構成員の間に共通のアイデンティティに基づく強い連帯意識がなければならない。なぜなら、社会における不遇な者に対する強い共感の念が生じなければ、再分配政策は不可能だからである。このことを踏まえ、現代では、ナショナリティの他に再分配政策を可能にする連帯意識はないとする⁵⁵。なぜなら、ネイションは主に共通の政治的経験を備え、公共文化を有していることから、社会正義の原理にとって不可欠な背景を形成する共通の意味や理解を含んでいるからである。それゆえ、社会正義の構想は、政治的経験や公共文化の相違のため、ネイションごとに異なるのであり⁵⁶、社会正義の基本的単位はナショナルな政治単位でなければならないのである。

このような観点から、ミラーはネイションの自決を重視し、それぞれが独自の属性（文化や伝統、置かれた自然的経済的状況など）を反映した政治社会を維持・運営できることを求める。即ち、すべてのネイションが自己の将来を自分たちで決定し、馴染み深い社会正義構想を実現する機会を尊重され与えられるべきだと考える⁵⁷。よって、ミラーは現在、ある一国内において、少数者の位置にあるネイションに対しては、ネイションの自決を尊重するために、自治権の付与、場合によっては分離などの方策がとられる必要があるとする。この点についてミラーは以下のように述べている。

「多くの集団にとって自らの文化的伝統を政治的に表現することが許されるべきだということがいかに重要であるか、そして、こうしたことはこの集団が政治的自決を享受してはじめて可能になる、という言う事を私は強調していた。リベラルな集団であっても、ネイションとしての自決を非常に重視しており、主権を譲渡するとしても決して喜んで譲渡などしないのである。これは、たとえ民主的な統治に参加していない人々であっても、自分たちの運命をコントロールすることに強い必要性を感じている、ということの証左である」⁵⁸

三 アレン・ブキャナンの分離理論—— Secession における展開

以上のようにリベラリズムの政治理論の流れを整理した上で、この章ではブキャナンの分離理論を概観する。

ブキャナンはいかなる場合でも分離は正当であると主張しているのではない。むしろ分離は限定的権利 (limited right) であると考えている。つまり、分離の権利は特定の条件の下で道徳的に正当化されるべきであると考えている⁵⁹。

これまで多くの学者の間では、分離の正当性の根拠には自決の原則のみが唯一のものと考えられてきた⁶⁰。しかし、ブキャナンは単純にすべてのすべての「人民」が彼ら自身の国家を持つべきであるという考え方には賛同しない。なぜなら、すべての民族文化的集団が彼ら自身の国家を持つべく運動を起せば、世界は混沌とした状態になってしまうことは明らかだからである⁶¹。では、どのような場合に分離の権利は正当であるといえるのであろうか。

(一) 分離を正当であると見なす事由

ブキャナンが分離の権利を正当であると認める条件は、分離を望む集団が深刻な不正義の被害者である場合である。ここで彼の言う深刻な不正義とは以下の4つである。即ち、①過去における不当な領域の占拠、②差別的再分配などの民族的な差別的処遇、③文字通りの殺戮、④当該集団の文化の破壊である⁶²。さらに、前提条件として、このような深刻な不正義から逃れる手段が、分離する以外に存在しないこととしている⁶³。以下ではこの4つの詳細を見ていくこととする。

1 過去の不正義の矯正

分離の定義のところで先に触れたように、ブキャナンは分離の正当性を考慮する際に、領域的な次元を重視し、領域に対する権利が明確に主張できることを第一要件であると考えている。それは当該領域を誰が所有しているのかという所有権の問題に関わるからである。

過去の不正義の矯正という事由により分離の権利が正当であるといえるのは、当該領域の構成員は分離を望んでいたにもかかわらず、より大きな政治単位に不当に編入させられたという理由からである。この論拠によれば、分離は単に「正当な所有者による盗まれた所有権の再所有」⁶⁴である。言い換えれば、以前に不当に奪われたものを自分のものであると要求することである。

この矯正的正義 (rectificatory justice) は非常に明快であるため、分離の正当性の根拠を求める際に「最も簡潔で、

直感的に魅力的であるような事由」⁶⁵であるように見える。ブキャナンはこの例として、第二次大戦の折に、旧ソ連に不当に併合されたバルト三国の分離を挙げている⁶⁶。

しかし、ブキャナンは、多くの理論家は逆にその明快さゆえに、これだけが分離を正当化する唯一の決定的な論拠であると考えがちであると指摘する。このような考え方をブキャナンは「歴史的不満を論拠にした領域取得のテーゼ (historical grievance version of the territoriality thesis)」と呼び、これのみが分離の正当性に論拠を与えるものであると考えるのはあまりに限定的すぎるとして批判している⁶⁷。というのも、ブキャナンが *Secession* で主張していることの一つは、たとえ分離を望む集団にそのような歴史的な不満が存在しない場合でも、ある一定の条件の下では分離が正当化されるということだからである。よってブキャナンは、領域に関する矯正的正義という事由は、確かに分離に正当性を与える有効な論拠であるが、それが唯一ではないと考えるのである。

2 差別的な再分配政策からの離脱

ブキャナンの考える差別的再分配とは、「道徳的に恣意的な方法で何らかの集団に対し不利益を与え、その一方で、それ以外の集団の利益になるように体系的に機能する」⁶⁸ 分配政策のことである。つまり、リベラルな国家の枠内で体系的になされる社会的な財の恣意的な分配および、財の搾取である。その上で彼は、このような深刻な不正義がある集団の分離の正当化において中心的な役割を果たしていない例を見つけることは難しいと述べ、分離を正当化する一つの重要な論拠であるとしている⁶⁹。

差別的再分配はそもそも伝統的なリベラルが想定する社会契約という観点からすると、深刻な不正義であり、それに対する抵抗は正当化されるべきであるとブキャナンは考えている。なぜなら、「政府の権力の行使は、それが他の集団の利益のためにある特定の集団を搾取することがない限りにおいて正当である」⁷⁰と見なされるからである。よって、「リベラリズムの政治理論は、差別的再分配の被害を受けている集団は政治的統合体から離脱するに足る非常に強力な明白な事由を持っているということ認めなければならない」⁷¹のである。

さらに重要な点は、差別的再分配という深刻な不正義は、その被害を受けている集団が住む領域に対する国家の権利を失わせ、それを当該集団に新たに付与するに足る事由であるということである⁷²。この実例としてブキャナンはアメリカ独立革命の例を挙げており、分離以外に不正義を回避する手段がない場合には、差別的再分配という不正義から逃れるためという論拠は分離の権利に正当性を与えるの

である⁷³。

ただし、そうはいつでも、被害を受けている集団が、既存国家よりも分離後は潜在的に裕福になる場合が想定できよう。つまり、その集団が分離することでその国家が経済的に立ち行かなくなる可能性がある。例えば、当該集団が暮らしている地域は特定の天然資源があり、国家の経済がある程度その天然資源の売却益に依存しているような場合である。

そのような場合、国家は分離をされると、主な収入源を失うことになるために、必然的にその国家は貧しくなる。それが明白であっても、分離が道徳的に正当であるのかという反論が可能である。言い換えれば、再分配の正義という観点からすると、持てるものは、持たざるものに対して最低限の生活を保障する強制的義務があるために、分離は道徳的に不当であると言えるのである⁷⁴。

しかし、ブキャナンはこれに対して以下のように反駁する。そもそも、分離を望む集団の第一の目的は、政治的な独立を達成し、政府が勝手に決定する分配政策から自由になり、それについてより多くの裁量権を獲得することだが、彼らの分離の動機が非寛容なものであると想定される必要はないのである⁷⁵。そうであれば、分離が成功した後であっても、残された国家に対して何らかの援助をすることは可能であると考えているのである。

このとき問題になるのは、分離をして別々の国家となった場合に、ある国家の市民が他の国家に市民に対して分配の義務を負うかどうかということである。結論から言うと、ブキャナンは何らかの義務を負うと考えている。彼は分配的正義を考える際に、二通りの考え方があるとする。一つは、「互恵性としての正義 (justice as reciprocity)」であり、もう一つは「主体中心的正義 (subject-centered justice)」である⁷⁶。前者においては、分配的正義は分配をするものとされるもの間で互恵的な関係があるために分配の義務が生じるのであり、そうでなければ市民と異邦人の間ではおろか、市民同士の間でも分配の義務はないという⁷⁷。よって、前者はかなりラディカルである。後者はそれに比べて穏健であり、分配の義務が生じるかどうかは、当事者の道徳的な判断によるとする⁷⁸。

分離の問題を考えたときに、前者は分離を成し遂げた集団は残された国家に対して、たとえそれによって彼らの生活レベルが著しく悪化したとしても、協力関係が終了し崩壊した時点で分配の義務もなくなるということになる⁷⁹。しかし、この考えは道徳的観点からして、実際の社会で受け入れられることは難しいとブキャナンは考える⁸⁰。したがって、ブキャナンは何らかの義務を負う余地を残している後者を支持している。

後者の場合は、当事者の道徳的判断、即ち、分離を望む

集団が何を根拠に分離を望むかによる。その集団が差別的再分配などの明らかな不正義の被害者であり、分離によってのみしかその不正義を矯正できないのなら、それによって残された国家の状況が悪くなるとしても、分離を拒否する決定的な理由とはならない⁸¹。もし、その集団が深刻な不正義の被害者でない場合は、その集団は残された国家に住む人々に対して、長い間にわたって相互依存関係を築いてきたという道徳的な見地から、「過渡期的な特別の義務 (transitional special obligation)」⁸²が発生するとしている。よって、その義務を履行し、分離後も適切な補償をする限りにおいて分離は正当化できるとブキャナンは考えている⁸³。

3 自衛

ブキャナンは、ある集団が文字通りにその存続に関わるような攻撃や脅威に晒されているとき、それらから身を守るために分離することは正当であると見なす⁸⁴。その理由は、差別的再分配と同様に、市民と国家の社会契約と関係がある。

領域に対する国家の権威は、「それが領域内のすべての人民に対して保護を提供する限りにおいて正当である」⁸⁵と見なされるとブキャナンは考えている。言い換えれば、ある国家において、その中のある集団が第三者によって攻撃を受けたときは、国家はその集団を保護する義務があるのである。それにもかかわらず、国家によって何の保護もなされない場合は、社会契約の不履行を理由にその国家から当該集団が分離することは、分離の正当な根拠となるのである。

また、ここで重要なことは、差別的再分配の事由と同様に、国家がその集団に対して何の保護を提供しない場合も、その国家の当該領域に対する権利は失われ、分離を望む集団にその領域への権利が新たに付与されるのである。よって、自衛の権利は「既存の所有権を変容し、分離が必然的に伴う領域の取得を正当化する」⁸⁶のである。

4 文化の保護

例えばケベックなどのように、差別的再分配の被害者でもなく、物理的な攻撃を第三者から受けてもいない場合でも、自分たちが所属する集団の文化を守りたいという理由で分離を望む場合がある。

文化はなぜ重要なのか。キムリッカは、個人に意味のある選択の文脈を提供するという理由から文化は重要であると述べている⁸⁷。つまり、キムリッカにとって、文化とは「個人にとっての善き生の追求のための適切な構造を提供す

る」⁸⁸ものである。

しかし、ブキャナンはこの考えに一定の理解を示しながらも、それを否定する。ブキャナンはこの考え方には個人の共同体への参画という視点が抜けているという。ブキャナンは、「個人にとって共同体への参画はそれ自体、個人の善き生の内容にとって重要なものであり、それは構造の一部ではない」⁸⁹という。つまり、キムリッカは、個人は受動的な存在であり、文化という構造によって、個人は意味のある選択の内容を与えられると考えている。それに対し、ブキャナンは、個人をより能動的に捉え、共同体に自ら積極的に関与していくことを求める。この意味でブキャナンはアリストテレス的に個人の善き生を捉えていると言えよう。

したがって、文化という構造に所属していること自体が善であり、それを保護するための分離は正当であるとブキャナンは考えない。なぜなら、文化が善であるということは、その文化が不変的であり、個人がその中に所属していることが善であるということにはならないからである。どんな特定の文化もそれが永遠にそのまま存在する権利があるとは言えず、個人にとって重要なことは、個人が複数の文化に所属できるということであり、ある一つの特定の文化に無期限に所属することではないのである⁹⁰。

このように文化を捉えた上で、ブキャナンはまず、特定の集団が不利益を被ることがないように、集団的な所有権や社会契約を整えること、あるいは特定の集団に特別な権利を付与することによって、リベラルな枠組みを修正することを提案する⁹¹。ただし、それでもなお、分離を考慮に入れる場合があるとしている。しかし、それはその文化がその集団にとって重要であるから保護される必要があるという理由ではなく、あくまで、特定の文化が国家によって迫害を受け、絶滅の危機に瀕しているというような不正義を矯正するという理由からである。このときそれを理由に分離が正当化される条件をブキャナンは五つ提示している。少し長くなるが以下に引用したい⁹²。

- ①当該の文化が本当に絶滅の危機に瀕していなければならない。
- ②文化を保護する分離よりも穏便な方法が使えない、あるいはそれ以外の方法が不適当である。
- ③当該の文化は正義の最低限の基準を満たさねばならない。(ナチスの文化やクメール・ルージュの文化のように人権などを尊重しない文化は保護に値しない。)
- ④分離する文化的集団は、非リベラルな国家、即ち、基本的な個人の市民権や政治的権利を支持せず、そこから出ることが許されないような国家の建設のための独立を望んではならない。

⑤国家や他の第三者的集団も、分離する当該領域への正当な権利要求をもたない。

この条件のうち、ブキャナンは⑤が最も重要であるとしている。なぜなら、文化の保護は、差別的再分配により不正義を被っているという事実や、文字通りの殺戮により、物理的に危険に晒されているという事実と比べれば、既存の国家の領域に対する権利を失わせ、当該集団に新たにそれを付与するのが正当であると言えるほど深刻な理由であるとは言えないからである⁹³。したがって、⑤が欠けた状態で文化の保護のための分離を主張しても、それは道徳的に正当な根拠とは見なされないのである。

(二) ブキャナンの理論の総括

これまでの議論を整理すると、分離が正当であるとブキャナンが主張する条件は以下のようになる⁹⁴。

- ①分離を望む集団が、深刻な不正義を被っており、それを国家が救済しない場合。
- ②基本的な個人の市民権と政治的権利の侵害（これらはリベラルな政治家が通常革命の正当な根拠とする）だけでなく、差別的な再分配（他の集団の利益となるようにある集団から国家が搾取すること）も正当な分離の根拠となる。
- ③国家による不正義以外に、分離を正当化するものがある。それは、ある集団の文化の保護や、その集団の自衛の必要性である。
- ④文化の保護の必要性に関しては、さらに以下の条件を満たされねばならない。
 - a. 当該の文化が本当に絶滅の危機に瀕していなければならない。
 - b. 分離よりも穏便な方法が使えない、あるいは他の方法が不適当である。
 - c. 当該の文化は道徳的な品位の最低限の基準を満たさねばならない。
 - d. 分離する集団は、非リベラルな国家の建設のための独立を望んではならない。
 - e. 国家やどの第三者集団も、分離する当該領域に対して正当な主張をもたない。

ここから、ブキャナンにおける正義の概念が明らかになるであろう。ブキャナンが最も重視するのは社会契約の遵守という点である。つまり、差別的再分配からの離脱という事由であれ、自衛という事由であれ、ブキャナンが問題にしているのは、ある国家とその中における集団（市民）との間の社会契約が守られているかどうかである。国家が

ある集団を恣意的に搾取することや、その集団に物理的な迫害を加えることは、明らかな社会契約違反である。したがって、その状態を矯正するために分離という手段しかないのならば、それは正当なのである。

ブキャナンにおいては、国家と市民の間に結ばれた社会契約を守るということが正義なのであり、そのような国家はリベラルな国家なのである。逆に言えば、社会契約が遵守されていない国家は、いくらリベラルな諸価値を掲げていようとも、リベラルな国家とはいえない不正な国家 (unjust state) なのである。

ブキャナンが示したことは、リベラルな国家において、実際に不正義を被っている集団が存在する場合に、彼らが分離をする条件は、まさにリベラリズムの政治理論の枠内で、あるいは、リベラルな国家が重視する社会契約という観点から導き出すことができるということである。この意味でブキャナンは分離の規範的理論はリベラリズムの政治理論の枠内で十分に議論可能であると述べたのである。

四 ブキャナンの分離理論の意義と限界

以上の考察を踏まえ、本章ではブキャナンの分離理論の意義と限界を述べる。

(一) ブキャナンの理論の意義

ブキャナンの分離理論の意義は、分離という視点を全く想定していなかったリベラリズムの政治理論に、分離という観点から修正を迫ったという点である。しかも、分離はリベラリズムの政治理論の枠内で十分に議論可能であることを示したことは高く評価できよう。

前述のとおり、ロールズをはじめとする伝統的リベラルはその理論の範疇に分離の可能性を認めていない。なぜなら、彼らが想定する正義の原理は、特定の民族や宗教などを超越し、人類一般に当てはまるものであると想定されていたからである。つまり、すべての個人に当てはまる権利や保護を、特定の民族に所属していることに関係なく、国家が与え、それを保護することこそが、正義の原理であると考えていた。

そのような意味では、国家は特定の民族文化的なものを支持せず、無関心を装うという点で、国家は「中立的」で「文化超越的」であり、また、人類全般に当てはまるような「普遍性」も正義の原理は持ち合わせているのである。正義の原理はリベラルな国家であればどこでも単一のものが普遍的に発見できると考えていたからこそ、伝統的リベラルはそこから離脱し、別のリベラルな国家を作るということを到底考えもしなかったのである。

しかし、ブキャナンは「中立性」を標榜しているリベラ

リズムの枠組みにあっても、実際はある民族文化的集団に経済的・物質的な側面で不利益を与えている場合があることを明確に認識した。これは重大な社会契約違反であり、リベラルな国家においてはあるまじき不正義である。むしろ、このような不正義を働いている国家は、リベラルな価値を標榜していようと、非リベラルな国家なのであり、そのような不正義を矯正する手段として分離をすることは正当であるとブキャナンは主張するのである。この意味で、ある集団の分離はリベラリズムの政治理論の枠内において十分正当化可能なのである。

つまり、伝統的リベラルが想定している正義の原理の考え方を用い、リベラリズムの政治理論の枠内で、彼らが想定していなかった分離を規範的に正当化したという点で大きく評価できる。

また、この *Secession* が出版された1991年以降、少数派の権利をリベラリズムの政治理論の枠内で扱う著作が増えたことも事実である。よって、ブキャナンは意図していないことだったのかもしれないが、そのような現在の理論的な流れを作ったという意味では、リベラリズムの政治理論における一つの分水嶺となったといってもいいだろう。

ブキャナンの理論は、少数派集団が場合によっては国家から分離することは正当である場合を規範的に示したという点で、リベラリズムの政治理論において、少数派の権利をいかに取り込んでいくべきかという議論の先駆け的存在であるといえよう。

(二) ブキャナンの理論の限界

一方で、ブキャナンの理論には限界がある。ブキャナンが想定している分離とは、ある国家において、不正義を被っている集団がいる場合、その集団が分離をして新たな国家を作るということである。このとき、ブキャナンはただ単に、経済的な搾取や物理的な迫害から分離という手段を使って逃れ、不正義を矯正するという意味で分離を解釈している。さらに、分離されて、残された国家Aと分離してできた国家Bにおける正義の原理は基本的に同じであると想定されている。しかし、これには以下の二つの問題点が考えられる。

まず、ブキャナンは、リベラルな国家において、実際不正義の被害を受けている集団が存在することを明らかにし、彼らが分離することを正当であるとした。なぜなら、そのような国家は真の意味でリベラルとは言えないからである。このことを逆に言えば、真の意味でのリベラルな国家から分離する事由はあり得ないということである。つまり、矯正すべき不正義がないために、分離を正当化する根拠がないということである。

ブキャナンが依拠している正義の原理に立ち返ると、彼

の考える正義／不正義の区分とは、財の配分や、物理的な保護といった基本的人権に関する社会契約を守っているかどうかである。これを遵守している真にリベラルな国家からは分離する正当な理由は全く存在しないのである。

しかし、これは場合によっては、ある集団が経済的に不利益を被ったりすることはないが、彼らの民族文化的なものが社会制度にあまり反映されないという事態を招く可能性がある。例えば、分配政策という点で言えば、再分配政策をきちんと行っている国家においては、特定の集団が経済的に窮乏するという事態は皆無であろう。その意味では、その国家に所属する人々の最低限の品位ある生活 (decent minimum) は守られていることになる。ところが、それが満たされていることと、ある集団がその国家の中でうまく繁栄していることが同義であるかどうかは疑わしい。

再分配政策に関して、経済的な面では不満はない場合でも、再分配政策についての解釈の相違の問題といった部分における不満は存在することは十分にありうる。スコットランドやウェールズを例に取れば、彼らがイギリス連邦政府から経済的な搾取や、物理的な迫害を受けているという事実はない。しかしそれでも彼らは英国議会ではなく、スコットランド議会・ウェールズ議会を持ちたいと望むのである。それは、彼らがある政策について、彼ら自身の議論の結果としてのある解釈を実際の政治社会制度に反映させたいということの証拠であろう。

確かにブキャナンの言うように、差別的再分配という事由は分離を求める最も大きな理由の一つかもしれない。しかし、ミラーは、差別的な再分配がなされているという単なる事実だけでは、そこには分離の契機は見出すことはできないとする。問題は分配的正義という価値についての解釈なのである。つまり、例えば、ある国家において、集団Aと集団Bにおいて、政府が設定する徴税率が異なるとしても、その事実から、AとBが分離するということはできない。なぜなら、それは分配政策の解釈に拠るのである。

したがって、仮に、AとB双方の間に、分配政策、つまり社会正義の構想におけるある一定の解釈の同意が成立するとすれば、分離という選択肢が採られる必要はないのである。逆に言えば、「対照的なナショナリティを持つということは、対照的な公共文化を有すということであり、それゆえ、社会正義の構想についての解釈も幾分異なる」⁹⁵のである。つまり、問題は、国家と集団の間の社会契約が適切に履行されているかという事実よりも、むしろ再分配政策などの社会正義の構想において、各集団の民族文化的なものがそれに反映されているかどうかということなのである。

ある集団が分離を要求する理由は、基本的人権が国家

によって保護されていない、つまり、ブキャナの言うところの社会契約が守られていないという理由だけではなく、その集団の民族文化的なものを政治社会制度により反映させたいという政治的な願望からでもある。ブキャンにはこのことに関する認識が欠けている。したがって、ブキャンの理論では彼らの分離要求に対処できないのである。

このことと関連してもう一つ問題が出てくる。果たして、分離されて、残された国家Aと分離してできた国家Bにおける正義の原理は基本的に同じであると言えるのかという点である。これは言い換えれば、正義の原理が普遍的であると言えるのかということである。

ある特定の集団が国家から経済的に搾取されている、あるいは迫害を受けている場合、彼らがなぜそのような事態に直面するのか。その原因を一言で言えば国家を形成する多数派集団と、ある集団との間のアイデンティティの差異である。白人による黒人の迫害や、ヒトラーによるユダヤ人の迫害など、歴史的に事例を挙げればキリがないが、彼ら何らかの被害を受けるのは、時の多数派集団と何かが異なるからである。その差異は、歴史的なもの、風土的なもの、生物学的なものなど、様々であろうが、そのような異なる集団が仮に分離をした場合に、両者から同様の正義の原理が普遍的に見出せるかどうかは疑わしい。

むしろ、正義は可変的であり、多様な集団ごとに、正義の意味が変化するのは当然のことであると言える⁹⁶。リベラルな文化主義者はこの点を強く意識し、ある国家の社会制度は、その国家における多数派集団の民族文化的な影響を不可避的に受けていることを明らかにした。言い換えれば、ある国の再分配政策については、その国家において支配的な集団の再分配についての解釈が大いに反映されているということを明らかにしたのである。例えば、キムリツカは「政府が言語、内的な境界線（internal boundaries）、祝祭日、国家のシンボルを決定する際に、特定の民族的あるいは、ナショナルな集団のニーズやアイデンティティの承認、受容、支援を伴うことは避けられない。国家がある特定の文化的アイデンティティを奨励し、それにより他の文化的アイデンティティに不利益を与えることは避けられない⁹⁷と述べている。また、前述のように、ミラーも、財の公正な配分とはどのようなものであるかという正義の原理は、文化や様々な社会的・歴史的状況の相違のために、民族文化的集団ごとに異なるという議論を提示している。さらに、マイケル・ウォルツァー（Michael Walzer）も、分配的正義の観念は文化横断的なミニマルな道徳だけでなく、個人や集団の埋め込まれた状況や文化を考慮したマキシマルな道徳を反映したものでなければならぬと述べている⁹⁸。

つまり、正義が要求するものは歴史と諸状況によって異なるのであり⁹⁹、それが普遍的に見出されるというのは、グレイの言うように、むしろ「疑わしい歴史哲学の創造物¹⁰⁰」なのである。したがって、この前提に立っているブキャンの議論はこの点でも理論的に限界があるのである。

六 結語—「多極極相的リベラル・デモクラシーの諸制度」へ向けて

本稿では、まずブキャンの分離理論の理論的背景を述べ、ブキャンの理論を概観した。そして、それをリベラル・ナショナリズム論の立場から批判的に検討し、その意義と限界を示した。

リベラルな国家からの分離に焦点をあて、分離の権利をリベラリズムの政治理論の枠内で理論化することを試みたブキャンの理論は、リベラリズムが民族文化的なものを考慮に入れるきっかけとなったという点では、リベラリズムにおける一つの分水嶺として大きく評価できる。しかし、リベラルな文化主義の立場に立てば、リベラリズムの政治理論が想定するような「中立性」・「普遍性」・「文化超越性」の概念は疑問に付されざるを得ない。そうであれば、それらを分離の権利の擁護の前提として使っているブキャンの分離理論も何らかの修正が求められるはずであろう。

リベラルな文化主義者が強調するのは、一見普遍的で、中立的で、文化超越的に見えるリベラルな政治制度は、実はある特定の民族文化的なアイデンティティを反映したものであり、それは不可避的な事態であるという認識である。従って、分離を正当化できる理由は、従来のリベラリズムの政治理論の前提である普遍性や中立性の概念から引き出される正義の原理が、ある特定の集団に不利益を与えているということだけではないはずである。特定の集団が、自らの民族文化的なものを政治社会的な制度により一層反映させたいという理由から分離を望むことも、ナショナルな少数派の正当な権利の一つとして認められるべきであり、そのように修正される必要がある。

私は、ある政治社会制度の下で繁栄できない集団が分離するということが正当な権利であると考えている。そのような集団がある国家の中に留まることを強制されることは、それこそ国家による強権発動であり、不正である。そして、これこそが内戦の火種となっていることは否めない。真にリベラルであるならば、場合によっては分離を認めることも求められるのである。

しかし、だからといって、どのような場合でも、分離は正当であるというわけではない。そもそも、分離の権利を認めることは分離主義者になるということではない。その意味では、本稿の目的は、「分離を擁護することというより

はむしろ、分離の権利を擁護すること」¹⁰¹である。ある一定の条件の下で、分離の権利が正当であると認められ、その権利の正当な行使が可能となる条件を整えることである。ゆえに、一つの視点として、分離がいかなる場合に正当であるかを規範的に議論することは重要なのである。

分離は言葉の響きからして、国家の崩壊を伴うようなネガティブなイメージを持っているかもしれない。確かに、現在ではリベラリズムの政治理論の枠内で少数派の権利について議論するものは少なくないが、完全な国家の分離となると、議論されるようになったとはいえ、まだまださほど多くはないというのが現状である。事実として *Secession* 以降、重要なパラダイムシフトをもたらすような著作は書かれていない。

しかし、分離の権利はあくまで少数派の正当な権利の一つである。確かに分離はラディカルな事態であるが、少数派の権利の問題や、連邦制の枠組みにナショナルな少数派をいかに組み込むかという問題を考えるときに、分離の権利の付与を度外視することはできない。例えば、キムリックが「十分な分離の理論は十分な連邦制の理論を必要とする」¹⁰²と言うように、分離の問題を考えることとは連邦制の問題を考えることと実は表裏一体なのである。

したがって、分離のみを何か特別な権利のように扱うのではなく、少数派の権利の一部としてより一層体系的に洗練させていくことが今後求められるのである。そしてそれは、「多極極相的リベラル・デモクラシーの諸制度」を構想する上で欠かせないことであると思われる。

生論—グローバル社会を超えて』(人文書院、2005年)。

⁹ Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy : An Introduction*, 2nd edition (Oxford : Oxford University Press, 2002), p. 370.

¹⁰ Kymlicka, *Politics in the Vernacular*, p. 39.

¹¹ 本稿において、伝統的リベラルという言葉を使う場合には、特にロールズやバリーを念頭に置いている。ロールズに関しては、特に『正義論』執筆時の初期ロールズを想定している。なぜなら、『正義論』における様々な批判や、それ以降における彼の考察を通して、『政治的リベラリズム』においては、ロールズはリベラリズムにおける普遍主義的志向に一定の留保を付けているからである。

¹² 以下ではブキャナンの分離の定義について述べているが、ミラーもブキャナンに順ずる形で分離を定義しており、本稿を通じて分離という場合は以下のことを表すと書いても特に論理的な矛盾は生じないと思う。See D. Miller, *Citizenship and National Identity* (Cambridge : Polity Press, 2000), p. 116.

¹³ Buchanan, *Justice, Legitimacy, and Self-Determination* (Oxford : Oxford University Press, 2004), p. 332.

¹⁴ Buchanan, *Secession*, pp. 11-12. この見解は前述のように、ミラーも共有している。

¹⁵ ブキャナンはこの点に関して、プリルマイヤーの影響を強く受けていることを認めている。Ibid., p. 23; L. Brilmayer, "Secession and Self-Determination : A Territorialist Reinterpretation," *Yale Journal of International Law*, vol. 16, no. 1, 1991, pp. 177-202.

¹⁶ Buchanan, *Justice, Legitimacy, and Self-Determination*, p. 333. ただし、国際法、特に国連憲章が掲げる「民族自決」の原則は歪められて使用されてきた。

¹⁷ 施光恒『リベラリズムの再生:可謬主義による政治理論』(慶応義塾出版会、2003年)、76頁、および、井上達夫『共生の作法』(創文社、1986年)、214-218頁。

¹⁸ J. Gray, *Liberalism* (Milton Keynes : Open University Press, 1986), pp. 90-91.

¹⁹ Ibid., p. 91.

²⁰ 施、前掲書、77頁。

²¹ 同上。

²² Buchanan, *Secession*, pp. 4-5.

²³ リベラル・コミュニタリアン論争について簡潔にまとめたものとして、以下を参照。S. Mulhall and A. Swift (eds.), *Liberals and Communitarians* (Oxford : Blackwell, 1992). および、施、前掲書、17-20頁。

²⁴ Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy*, p. 344.

²⁵ Ibid.

²⁶ B. Barry, *Culture and Equality : An Egalitarian Critique of Multiculturalism* (Cambridge : Harvard University Press, 2001), ch. 2.

²⁷ M. Walzer, *What it Mean to be an American* (New York : Marsilio, 1992), p. 9.

²⁸ Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy*, p. 345.

²⁹ Buchanan, *Secession*, pp. 5-6.

³⁰ J. Rawls, *A Theory of Justice* (London : Oxford University Press, 1971), p. 3.

³¹ Ibid., p. 476.

³² T. Pogge, *Realizing Rawls* (Ithaca : Cornell University Press, 1989), p. 10.

³³ 寺島俊徳『政治哲学の復権—アレントからロールズまで』(ミネルヴァ書房、1998年)、242頁。

³⁴ C. Taylor, *Philosophy and the Human Science : Philosophical Papers, vol.ii* (Cambridge : Cambridge University Press, 1985), pp. 190-191.

³⁵ W. Cragg, "Two Concepts of Community or Moral Theory and Canadian Culture," *Dialogue*, vol. 25, no. 1, 1986, p. 47.

¹ A. Buchanan, *Secession : The Morality of Political Divorce from Fort Sumter to Lithuania and Quebec* (Boulder : Westview Press, 1991).

² 「世界人権宣言」はその際たる例である。

³ 例えば、1991年の欧州安全保障協力会議における「少数民族の権利」に関する宣言の採択や、1992年のヨーロッパ評議会における「地域的言語あるいは少数派の言語のためのヨーロッパ憲章」の採択。

⁴ 進化論という言葉こそ用いてはいないが、キムリックも西洋思想の啓蒙主義的伝統の中に同様のことを見出している。See W. Kymlicka, *Politics in the Vernacular : Nationalism, Multiculturalism, and Citizenship* (New York : Oxford University Press, 2001), pp. 203-220.

⁵ See D. Held, *Democracy and the Global Order : From the Modern State to Cosmopolitan Governance* (Cambridge : Polity Press, 1995).

⁶ ただし、そうはいつでも、主に言語的な問題や、経済的な問題を考慮すると、そのような移動が可能なのは、それ相応の資金を持った富裕層や、それ相応の教育を受けたエリート層に限られるだろう。

⁷ 「棲み分け」の概念に関しては、今西錦司『生物の世界』(講談社、1972年)、および『生物社会の論理』(平凡社、1994年)などを参照。

⁸ このような構想については、杉村昌昭の「分裂共生」という概念の影響も受けている。なお、杉村は「分裂共生」という概念にはフェリックス・ガタリから着想を得たと述べている。杉村昌昭『分裂共

- ³⁶ Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy*, p. 345.
- ³⁷ Buchanan, *Secession*, p. 5.
- ³⁸ *Ibid.*, pp. xiv-xv.
- ³⁹ 旧ユーゴスラビア連邦における内戦はその一例であろう。
- ⁴⁰ Kymlicka, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights* (Oxford: Oxford University Press, 1995), pp. 2-3.
- ⁴¹ *Ibid.*, p. 5.
- ⁴² Kymlicka, *Politics in the Vernacular*, p. 42.
- ⁴³ *Ibid.*, p. 41.
- ⁴⁴ 具体的に言えば、移民・難民・宗教的マイノリティ・ゲイ・身体障害者などである。See *Ibid.*
- ⁴⁵ リベラル・ナショナリズム論の代表的な論者とその著作は以下の通りである。Y. Tamir, *Liberal Nationalism* (Princeton: Princeton University Press, 1993); Kymlicka, *Multicultural Citizenship*; Miller, *On Nationality* (Oxford: Oxford University Press, 1995); M. Canovan, *Nationhood and Political Theory* (Cheltenham: Edward Elgar, 1996); Walzer, *On Toleration* (New Haven: Yale University Press, 1997); and M. Moore, *The Ethics of Nationalism* (New York: Oxford University Press, 2001)。また、リベラル・ナショナリズム論を簡潔に紹介したものとして、Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy*, p. 261-268。および、施光恒「リベラル・ナショナリズム論の意義と展望—多様なリベラル・デモクラシーの花開く世界を目指して—」(荻原能久編『ポストウォー・シティズンシップの構想力(21世紀COE-CCC叢書)』慶應義塾大学出版会、2005年、所収)を参照。
- ⁴⁶ Kymlicka, *Politics in the Vernacular*, pp. 39-41。なお、カイ・ニールセンはリベラルなナショナリズムとエスニックなナショナリズム (ethnic nationalism) の対比として同様のことを述べている。See K. Neilsen, "Liberal Nationalism and Secession," in Moore (ed.), *National Self-Determination and Secession* (New York: Oxford University Press, 1998), pp. 103-133.
- ⁴⁷ 本節におけるミラーのリベラル・ナショナリズム論の整理は、施「リベラル・ナショナリズム論の意義と展望」を参考にした。
- ⁴⁸ 代表的著作として以下があげられる。Miller, *Principles of Social Justice* (Cambridge: Harvard University Press, 1999)。
- ⁴⁹ Miller, *On Nationality*, p. 19.
- ⁵⁰ *Ibid.*, pp. 19-21; *id.*, *Citizenship and National Identity*, pp. 127-128.
- ⁵¹ Miller, *On Nationality*, p. 44.
- ⁵² *Ibid.*, pp. 45-46.
- ⁵³ *Ibid.*, p. 26.
- ⁵⁴ Miller, *Market, States, and Community: The Foundations of Market Socialism* (Oxford: Clarendon Press, 1989), pp. 236-237.
- ⁵⁵ Miller, *On Nationality*, pp. 91-95; *id.*, *Political Philosophy: A Very Short Introduction* (Oxford: Oxford University Press, 2003), ch. 4, pp. 117-119.
- ⁵⁶ Miller, *Principles of Social Justice*, pp. 18-19; *id.*, *Citizenship and National Identity*, pp. 172-174.
- ⁵⁷ Miller, *Citizenship and National Identity*, p. 36-38.
- ⁵⁸ Miller, *Political Philosophy*, p. 130.
- ⁵⁹ Buchanan, *Secession*, p. 27.
- ⁶⁰ ここでいう自決の原則とは、先に述べたように国連憲章などが掲げているすべての民族が主権国家を作り、完全な政治的独立を許されるというような原則のことである。*Ibid.*, pp. 18-22, 48-49.
- ⁶¹ そうはいつても、実際に起きた分離の数とそれを望む集団の数を比べれば、単純にアナーキーに陥ることにはならないとブキャンは主張している。*Ibid.*, pp. 102-104.
- ⁶² *Ibid.*, p. 50.
- ⁶³ *Ibid.*, p. 51.
- ⁶⁴ *Ibid.*, p. 67.
- ⁶⁵ *Ibid.*
- ⁶⁶ *Ibid.*, p. 11, 68.
- ⁶⁷ *Ibid.*, p. 68.
- ⁶⁸ *Ibid.*, p. 40.
- ⁶⁹ *Ibid.*, p. 41.
- ⁷⁰ *Ibid.*, p. 43.
- ⁷¹ *Ibid.*, p. 44.
- ⁷² *Ibid.*, pp. 44-45.
- ⁷³ *Ibid.*, p. 45.
- ⁷⁴ *Ibid.*, p. 93, pp. 114-115。またこの点に関しては以下も参照。Buchanan, "The Right to a Decent Minimum of Health Care," *Philosophy and Public Affairs*, vol. 13, no. 1, 1984, pp. 55-78; *id.*, "Justice and Charity," *Ethics*, vol. 97, no. 3, pp. 558-575.
- ⁷⁵ Buchanan, *Secession*, p. 115.
- ⁷⁶ *Ibid.*, p. 117。またこの点に関しては以下も参照。Buchanan, "Justice as Reciprocity Versus Subject-Centered Justice," *Philosophy and Public Affairs*, vol. 19, no. 3, 1990, pp. 227-252; *id.*, "The Morality of Inclusion," *Social Philosophy and Policy*, vol. 10, no. 2, 1993, pp. 233-257.
- ⁷⁷ Buchanan, *Secession*, p. 117.
- ⁷⁸ *Ibid.*, p. 118.
- ⁷⁹ *Ibid.*
- ⁸⁰ *Ibid.*, pp. 118-119.
- ⁸¹ *Ibid.*, p. 119.
- ⁸² *Ibid.*, p. 121.
- ⁸³ *Ibid.*, pp. 120-121.
- ⁸⁴ *Ibid.*, p. 64.
- ⁸⁵ *Ibid.*, p. 66.
- ⁸⁶ *Ibid.*, p. 67.
- ⁸⁷ Kymlicka, *Liberalism, Community and Culture* (Oxford: Clarendon Press, 1989), p. 166.
- ⁸⁸ Buchanan, *Secession*, p. 53.
- ⁸⁹ *Ibid.*, p. 54.
- ⁹⁰ *Ibid.*
- ⁹¹ *Ibid.*, pp. 56-59.
- ⁹² *Ibid.*, p. 61.
- ⁹³ *Ibid.*
- ⁹⁴ *Ibid.*, pp. 152-153.
- ⁹⁵ Miller, *Citizenship and National Identity*, p. 123.
- ⁹⁶ Gray, *Two Faces of Liberalism* (New York: New Press, 2000), p. 15.
- ⁹⁷ Kymlicka, *Multicultural Citizenship*, p. 108.
- ⁹⁸ Walzer, *Thick and Thin* (New York: University of Notre Dome Press, 1994), pp. 21-39.
- ⁹⁹ Gray, *Two Faces of Liberalism*, p. 19.
- ¹⁰⁰ *Ibid.*, p. 22.
- ¹⁰¹ C. Wellman, *A Theory of Secession: The Case for Political Self-Determination* (New York: Cambridge University Press, 2005), p. 2.
- ¹⁰² Kymlicka, "Secession: The Morality of Political Divorce from Fort Sumter to Lithuania and Quebec," *Political Theory*, vol. 20, no. 3, 1992, p.532.

The Meanings and the Limits of Allen Buchanan's Theory of Secession from the Viewpoint of a Liberal Nationalist Approach

Shunsuke SHIRAKAWA

The purpose of this thesis is to locate Allen Buchanan's theory of secession in the development of liberal political theory and to show its meanings and limits from the viewpoint of a Liberal Nationalist approach.

On the one hand, Buchanan's theory is meaningful because it shows that liberal political theory can properly be modified from the viewpoint of secession, which traditional liberals have overlooked.

On the other hand, his theory also has some problems from the viewpoint of a Liberal Nationalist approach, particularly in terms of "neutrality," "universality," and "trans-culturality," which traditional liberals assume must be part of the question. If so, Buchanan's theory must also be modified, because he uses these concepts to defend the right to secede. What justifies the right to secede is not only the principle of justice based on concepts like the above, but also the aspiration to reflect a group's ethno-cultural elements on the socio-political institution. Buchanan overlooks the latter cause.